

(一面の続き)

を市長命令で出席させたので、大混乱となりました。

開会後「在席のまま議事を進める動議」と「退席を求めめる動議」が議員各々の判断から出され、退席を求めめる動議が可決されました。

しかし、市長は七月七日の本会議で、可決された動議は地方自治法に違反しているとして、再議を求めました。

議会はその再議に付された議案を審議し、議会としてさきの議決どおり可決しました。

市長のこの行為は、議会の議決を無視したものであり、議云を軽視する姿勢は、議会の権限、権能を侵しているものであります。

その後も再議の結果を、違法な議決であるとして、大阪府知事に対し審査の申立書が提出されました。

大阪府知事からは議会に対し、市長の申立書に対する弁明書の提出が求められています。

今定例会は当初から混乱が続きましたが、七月八日には本会議で個人質問を行い、限られた日程の中で委員会では議案などを集中審査し、当初の会期日程の中で審議を終えました。

第二回臨時会を開催

議会は八月十二日に平成二十年第二回臨時会を開催しました。先の第二回定例会において、市長から提出された再議に対し、再度同じ議決がされたことから市長は大阪府知事に対し議会の行った議決が違法であるとして、地方自治法第一七

六条第五項の規定により審査の申し立てを行いました。これにより大阪府知事から審査申立てに対する議会の弁明書の提出が求められることから臨時会の開催を行うことになりました。

平成十九年第一回定例会において提出された市民会

議案の会派態度表

(○賛成 ×反対)

議案名	公明党	真正議員団	共産党	自由民主党	リベラル東大阪	さわやかな風
(第2回定例会)						
東大阪市税条例の一部を改正する条例制定に関する専決事項報告	○	○	×	○	○	○
調停に関する専決事項報告						
平成20年度東大阪市病院事業会計補正予算(第1回)に関する専決事項報告						
平成20年度東大阪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)に関する専決事項報告	○	○	○	○	○	○
平成20年度東大阪市奨学事業特別会計補正予算(第1回)に関する専決事項報告						
平成20年度東大阪市老人保健事業特別会計補正予算(第1回)に関する専決事項報告						
財産取得に関する専決事項報告						
(第2回臨時会)						
審査申立てに対する弁明書	×	○	○	×	※	○

※賛成4人 反対2人

館の指定管理者指定の件が建物の耐震性の問題から否決され、関連予算を修正したことにに対し、その後不足した予算を補正することもなく、議会の審議を受けない予算流用の手法により処理していたことが発覚しました。この問題に対する当局の議決を軽視し質問に対する答弁の曖昧さから、議会の審議権の自主性を確保するために理事者二名を退席させたもので、議決に違法性はないとの弁明書が真正議員団、共産党、リベラル東大阪及びさわやかな風の四会派から提案されました。自由民主党及び公明党を代表して公明党より反対討論が、真正議員団より賛成討論がされました。起立採決の結果、賛成多数で可決されました。

用語の解説

―再議(わじぎ)―

議会の議決等について市長が法令等に違反していると認めた場合、その議決等に対し再度議会の審議を求めるもので、議会の議決等に対する市長の拒否権と言われています。地方自治法第一七六条第四項に規定されています。

閉会中に 文教委員会を開催

東大阪市立加納小学校において、留守家庭児童育成クラブの運営費が体育倉庫の建てかえなど目的外の学施設整備に使用されていたことが判明しました。このことを受け、議会としては実態を明らかにするため八月五日に文教委員会を開催しました。

委員会の冒頭に教育委員会から、平成十七年度から十九年度の目的外支出と思われる助成金の額が判明し、運営委員会に対し返還を求め、また他の五十一校の留守家庭児童育成クラブ運営委員会にも調査を行って目的の報告がありました。

委員会の目的外使用に至った原因を究明し、教育委員会として早急に全クラブの実態把握に努め、全庁的な対応をもって一日も早く問題の解明、対策に取り組むべきである等の指摘がありました。

文教委員会としては、早急な実態調査と各留守家庭児童育成クラブ運営委員会への対応を求め、その結果報告をもって今後開催していくこととなりました。

より透明性の高い 政務調査費にするために

政務調査費については、平成十二年に成立した地方自治法の一部改正により、地方公共団体が、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に対し交付することができるとされました。

一方で政務調査費の法制化の趣旨から、使途の透明性の確保は言うまでもなく、会派や議員における政務調査費の適正な使用についても当然のことながら、説明責任を果たさなければなりません。

現在、各地方公共団体の議会においては、規則等で具体的な使途基準を定めています。また、さらに細目で政務調査費を充当できる費目とできない費目を例示する基準を設ける等の取組みも行っている自治体もあります。

本市においても現在「政務調査費のあり方検討委員会」の中でその透明性の追求、確保について厳しい議論を交わしており、検討しています。